

徳島県監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、徳島県知事等から包括外部監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和5年6月30日

徳島県監査委員
岡鹿大井立
崎山寺下川
悦公健泰了
夫弘司憲大

平成27年度包括外部監査結果報告に対して講じた措置
監査テーマ：過去の包括外部監査結果に対する措置状況の検証

II 平成21年度「徳島県教育委員会及びその所管の団体の財務に関する事務の執行全般について」

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
78-79	第5 各県立学校の実情			
	1 エアコンの設置	<p>外部監査人による意見に対しては、真剣な検討をしていただきたい。 その意見の内容により必要な場合には全庁的な議論もはっきりしていただきたい。（意見）</p> <p>（平成21年度 意見） エアコンは本来県負担による設置が望ましいというべきであり、この方向で具体的に検討すべきである。</p>	<p>エアコンの設置や運営については、令和5年度から全ての県立高校・中等教育学校〔後期課程〕について県費負担への切替えを行った。 よって、県立学校全てのエアコンについて、県費負担による設置となった。</p> <p style="text-align: right;">（施設整備課）</p>	措置済み

平成30年度包括外部監査結果報告に対して講じた措置
監査テーマ：試験研究機関について

I 試験研究

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況

55-57	試験研究機関共通			措置済み
	人材確保・育成	特定の分野の研究については、任期付研究員によって対応することができ、また、対応するのが相当なものもあると思われる。その必要性・相当性を確認した上で、任期付研究員を採用し、多様な人材の確保に努めるべきである。(意見-6)	特定分野の研究のため任期付き研究員をはじめとした研究実施体制を確立するため、令和5年3月24日に徳島県立農林水産総合技術支援センター外部評価委員会「試験研究部会」設置運営要領を改定し、外部有識者で構成される試験研究部会に、助言を求めることができるようにした。(農林水産総合技術支援センター)	

IV 公有財産管理（普通財産（土地））

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
166-171	農林水産総合技術支援センター			
	旧農業大学校(貸付地：V社及びW社との契約)	違約金については、公序良俗に反しない程度に、それ相応の金額を設定し、契約違反行為を抑制する必要がある。現在の契約書では当該年度の貸付料の1割に相当する金額を違約金として定めているが、貸付料そのものが少額となっているため、今後は違約金の算定方法を改正するか、あるいは具体的な金額を定めるべきである。(意見-62)	意見の趣旨を踏まえ、令和8年4月の契約更新の際には、違約金の規定内容について相手方と協議検討を行うこととしている。 (農林水産総合技術支援センター)	措置予定

令和元年度包括外部監査結果報告に対して講じた措置
監査テーマ：住宅施策に係る事務事業の執行について

I 徳島県住生活基本計画に基づく住宅施策

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
40-42	第3次計画に掲げられている各施策			
	県産木材による良質な木造住宅の振興等	公営住宅の整備等における県産木材の利用の促進については、賃貸住宅リフォームにおける県産木材利用実績等として利用できる可能性もあり、具体的な施策の推進、分析等が必要である。(意見11)	県営住宅新浜団地建替工事は、「awaもくよんプロジェクト」として「あらわし(構造材が見える状態のまま仕上げる方法)」による木造4階建てという新しい手法を用いて令和5年2月に完成し、県内外より多数の見学者を迎えけるとともに、YouTube動画にて情報発信を行い、県産木材の利用等のPRを行っ	措置済み

			た。 また、今後の積極的な木材利用の参考としていただくため、4階建て住宅に利用した木材の種別や寸法など詳細な設計図書について県ホームページで情報提供している。 (住宅課)
--	--	--	---

II 県営住宅に関する施策

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
家賃等の滞納者への対応				
88-90	不納欠損処理と債権放棄	現在の不納欠損処理のための債権放棄に必要な要件は、事実上回収不能な債権を長期間管理する必要があり、合理性もないことから、不納欠損処理のための債権放棄に必要な要件を改めるとともに、手続としても、議会の議決による債権放棄だけではなく、債権管理条例を制定し、時効完成や破産免責などの事由については、長による債権放棄を可能として迅速に不納欠損処理を行えるよう検討されたい。(意見29)	不納欠損処理のための債権放棄に必要な要件や不納欠損処理の手続については、負担の公平性の点から慎重に検討を続けたい。 県営住宅の滞納家賃、病院事業滞納未収金及び交通安全施設の損害金に係る債権について、それぞれの要綱等に基づき、時効完成や本人死亡など事実上回収不能な債権を積極的に整理の上、令和5年2月議会においても権利放棄の議決を経て不納欠損処理等を行っており、当面の間は、当該処理を継続する。 また、全庁的な債権管理の適正化推進の観点から、「未収金対策委員会」を通じ、こうした事例の共有や「スキルアップ研修会」の開催等により、債権管理に精通した職員の育成を行った。 (会計課)	検討中
県営住宅の管理				
98	入居者の募集	入居者の募集については、郵送による受付を認めたり、徳島市外にある県営住宅の集会所等において受付を実施したりするとともに、随時募集の範囲を広げるなどして、より柔軟な入居者の募集手続が検討されるべきである。また、希望者については、民間の賃貸住宅と同様に、内覧等を実施することも検討すべきである。(意見33)	入居者の募集については、高齢者等も多いことから、郵送による受付を認めると、書類の不備による失格等が生じるおそれもあることから、その場での訂正もできる対面により行うこととし、最初の受付は郵送には対応しない。 また、徳島市外の募集戸数がそう多くないこと、一般住宅と優先住宅は申込手続が違うため、両方に申し込む際の入居希望者の利便性を考慮し、募集受付は現状のまま1か所に対応することとし、現在の状況では徳島市外における受付には対応しない。 随時募集についてはこれまで実施していなかったPFIの管理団地にも範囲を広げ、入居募集の手続きをより柔軟に対応する。 住宅供給公社窓口での室内写真の閲覧の実施に加え、令和	措置済み

			5年2月の募集より、公社ホームページにおける掲載写真の充実を図った。 (住宅課)
--	--	--	---

Ⅲ その他の住宅に関する施策

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
111-113	森を木づかう住宅資金貸付制度	森を木づかう住宅資金貸付制度については、その利用実績からすると制度の抜本的な見直しが必要と言わざるを得ず、県産材消費の出口戦略としては、他の施策の検討も必要である。(意見41)	森を木づかう住宅資金貸付制度の抜本的な見直しについては引き続き検討していくが、制度の大幅な見直しは現状は困難な状況である。 県産材消費のための他の施策としては、令和4年度は、「森を木づかう住宅資金貸付制度」について、県のホームページ等で紹介していた記事を消費者目線にリニューアルし、更なる広報活動を行った。 さらに、新たな木育の拠点「徳島木のおもちゃ美術館」と連携した子育て世代向けの木造住宅相談会の開催など、県産材の魅力発信を行い、県産木造住宅の建築を推進した。 今後も、「徳島木のおもちゃ美術館」を核とした県産材のPRや各関係団体との連携を図り、県産木造住宅の普及促進に積極的に取り組んでいく。 (スマート林業課)	措置中

令和2年度包括外部監査結果報告に対して講じた措置 監査テーマ：情報発信及びデータ利活用に係る事務事業の執行について

I 徳島県ホームページについて

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
74-75	ホームページと広報戦略について	徳島県ホームページにおいて、スマートフォン等に対応できていないページについては、できる限り速やかに対応するように改善されるべきである。【指摘1】	県ホームページのスマートフォン等に対応したページの整備を進め、令和5年3月に対応を完了した。 (秘書課)	措置済み

81-82		徳島県ホームページととくしま丸ごとA I コンシェルジュの対応している外国語に違いがあるため、それぞれ対応していない言語（ベトナム語、ドイツ語）に対応するよう改善がなされることが望ましい。（意見7）	徳島県外国語ホームページ（Welcome to Tokushima Prefecture）について、ベトナム語翻訳のための予算が令和5年度において確保できた。 （秘書課）	措置済み
			とくしま丸ごとA I コンシェルジュは、英語・韓国語・中国語（簡体語・繁体語）・ベトナム語の4か国語の言語設定をしており、県内における国籍（出身地）別外国人登録者の日常生活に必要な情報の取得にほぼ対応できている。 （監察評価課県庁ふれあい室）	不措置

II SNSによる情報発信について

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
188-189 190-192	全般的に見直しが必要な点について			
	各SNSの役割の見直しについて	各ジャンルにおいて、どのウェブサイト、SNSを中心に情報発信するのか、それぞれの役割等を明確にし、ウェブサイト、SNS全体の構成を再構築する必要がある。（意見14）	県が運営するウェブサイト、SNSについて、投稿数、投稿時間や曜日、フォロワーの年齢等についての分析を行い、目的や対象に応じた有効な発信ツールについて整理した「SNS活用のポイント」を作成し、各所属のSNSの再構築にも役立てられるよう、令和5年3月に全庁に周知した。 （秘書課）	措置済み
	新しいウェブサイト、SNSを作成する際のルールについて	新たにSNS、ウェブサイトを開始させるに当たっては、内容について課の枠を超えた客観的な評価を行うこと、周知方法について十分に検討すること、個人情報保護条例からのチェック、中間的な見直しの想定、乱立を避けるという観点が必要であり、これらについてはルール化すべきである。（意見18）	令和5年3月に県が運営するウェブサイトやSNSについての調査・分析結果を基に、徳島県ソーシャルメディア利用ガイドライン及び徳島県ウェブサイト運用管理ガイドラインを改訂し、ウェブサイトやソーシャルメディアを開設する際に、開設の目的や周知の手段、個人情報保護に関するチェックなどを記載する開設申請書の提出を盛り込むことでルール化した。 （秘書課）	措置済み
202-203	ジャンルごとに見直しが必要な点について			
	文化、音楽等に関するSNSについて	文化に関連するSNSについては、それぞれのSNS、ウェブサイトの関連付けが十分ではなく、住民が関心を持つジャンルのイベント情報等を幅広く入手できる仕組みになっていない。総合的な情報発信の仕組みについて検討が必要である。（意見30）	文化に関連するSNSのうち、事業終了後の記録として残しているものと情報発信効果が弱いと考えられるものについては、アカウントの運用を終了し、令和4年度末で削除した。 また、令和4年4月から、現在運用中のSNSから音楽、演劇、美術、生活文化、カルチャースクール等に関する情報提供を行っているウェブサイト（あわカル）に誘導したり、ウェブサイトにSNSのURLを掲載して、SNSとウェブ	措置済み

			サイトの関連付けを行い、幅広く情報等を入手できる仕組みとした。 (文化・未来創造課)
--	--	--	---

III データ利活用について

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
217-218	オープンデータの取組 アイデアボックスにおける要望への対応について	アイデアボックスウェブサイトの実効的な活用策について、根本的に検討するとともに、少なくとも、アイデアボックスへの投稿については、適時に回答するようにすべきである。(意見45)	実効的な活用策については、令和5年5月に、アイデアボックスで利用者に対してアイデアを募集した。 なお、アイデアボックスなどを通じて寄せられた御意見については、全件、速やかに対応を行った。 (デジタルとくしま推進課)	措置済み

令和3年度包括外部監査結果報告に対して講じた措置 監査テーマ：防災・減災に係る事務事業の執行について

I 徳島県の災害リスクと東日本大震災における教訓

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
25-26	徳島県の災害リスク	被害想定は、災害対応を検討する上での基礎資料となるものであるから、一度きりで終わらせることなく、新たな科学的知見や社会の変化等を踏まえ、適切なタイミングで見直しを実施していくことが望ましい。(意見2)	国において令和5年2月3日に、新たな被害想定に向けた計算手法等を検討することを目的とした有識者検討会が開催されたところ。 県においても被害想定の見直しに向け、令和5年3月27日に「被害想定検討プロジェクトチーム」を設置し、事前検討及び情報共有を行った。今後は、被害想定に関する新たな知見や計算手法等に関する国の動向を踏まえながら検討を進めていく予定である。 (とくしまゼロ作戦課)	措置中

II 県防災拠点施設

--	--	--	--	--

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
66-67		徳島県庁万代庁舎、徳島県立防災センター、徳島県立南部防災館、徳島県立西部防災館、徳島中央警察署	<p>令和5年5月に「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」を改訂すると共に、県が所有する公の施設管理所属に対し、発災後に避難のために施設利用者等が施設にとどまることを想定した備蓄のあり方について、検討を進めるよう要請を行った。</p> <p>(とくしまゼロ作戦課)</p>	措置済み
			<p>令和5年4月に「指定管理者制度に係る運用マニュアル」を改正し、発災後、施設利用者が施設にとどまることを想定した備蓄のあり方や対応等を各施設の防災マニュアル等に定めることや、指定管理者募集時に提示する「管理運営業務要求水準書」に盛り込むよう明記した。</p> <p>(人事課)</p>	措置済み

Ⅲ 徳島県業務継続計画（県庁BCP）・職員研修

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
68-69	徳島県業務継続計画（県庁BCP）について		<p>令和5年1月、各所属における危機事象に係る計画やマニュアルを確認・把握し、取りまとめたところであり、県庁内業務システムを用いて、県庁BCPと各種計画を結びつけることが可能となるよう取り組んだ。</p> <p>組織改編時には、必要に応じて文書での依頼を行うなど、新しい所属にBCPの策定・改正を求めることとした。</p> <p>(危機管理政策課)</p>	措置済み
			<p>令和5年1月に、各所属における危機事象に係る計画やマニュアルを確認・把握し、根拠法令や連携協定などもあわせて取りまとめた。それらを災害図上訓練にも活用するなど、県庁BCPの実効性向上に努めている。</p> <p>(危機管理政策課)</p>	措置済み
			<p>令和5年1月、各所属における危機事象に係る計画やマニュアルの見直しを行い、県庁内業務システムにより情報共有を図るとともに、それらを災害図上訓練にも活用するなど、</p>	措置済み

	<p>する際には、URL及びQRコード等も併せて提供し、接続性を高めるべきである。(意見8)</p>	<p>業務継続体制の向上に取り組んだ。 加えて、危機事象に関するサイトを立ち上げる際は、接続性の向上を考慮し、必要に応じたURL等の提供を行った。 (危機管理政策課)</p>	
72-73	<p>県庁BCPが対象としていない職員や組織に関するBCPについても、BCP相互の遺漏及び矛盾が生じることを防止するため、各BCPについて一覧できる状態に整理し、県庁BCPに参考資料として編綴すべきである。(意見9)</p>	<p>県庁BCPが対象としていない教育委員会などの危機事象に関するマニュアルの修正に際しては、危機管理環境部でしっかりと確認・助言を行うなど連携体制を構築し、令和5年1月に災害対応業務に関連する組織のBCPも取りまとめ、県庁BCPに参考資料として編綴した。これにより、県庁BCPについて実効性向上につなげている。 (危機管理政策課)</p>	措置済み
73	<p>職員個人が、県庁BCPにおいて求められている対応をどれだけ実現できているのかについては、定期的にこれを確認するための仕組みを設け、その結果を公表するなどして、職員個人の災害対応力を高めるとともに、職員の災害対応力を見える化するための仕組み作りが必要である。【指摘1】</p>	<p>令和4年度は、それぞれの所属において、備蓄している物資の把握や、総合防災訓練・災害図上訓練などに合わせ、各所属BCPの再確認はもとより、県の業務継続に係る支援協定締結企業との連携確認を行うなど、職員の災害対応力の見える化に向けて取り組んでおり、職員一人ひとりが危機意識を高め、災害対応力の向上が図られるよう努めた。 加えて令和5年度は、職場のみならず「平時の取組」がどれだけできているか、職員の災害対応力の見える化を更に進めるため、職員の自宅周辺の「避難場所」や「備蓄実施状況」の確認など、eラーニングの実施に併せて把握し、その結果を掲示板等に掲示することとした。 (危機管理政策課)</p>	措置中
74	<p>職員個人ないし担当課においてどの程度の備蓄がされているのかを県として把握するとともに、特に、発災直後の最低限度の備蓄の確保については、安全配慮義務の1つとして、県として実施すべきである。【指摘2】</p>	<p>各所属・庁舎で備蓄している物資について令和5年1月に把握した。 災害時に最低3日間業務継続できる備蓄については飲料水65,300本(500ml)、携帯トイレ108,500回分が必要であり、令和4年度は保存用飲料水及び携帯トイレを購入し、災害時に最低限3日間は職員が業務継続できる必要数を確保できた。 (危機管理政策課)</p>	措置済み
75-76	<p>執務時間中に発災した場合であっても職員や一時避難者に対し十分なトイレの確保ができるよう、より一層の在庫備蓄の充実を求める。(意見10)</p>	<p>「県災害時快適トイレ計画」や「徳島県避難所快適トイレ・実践マニュアル」にも則り、災害対策本部として計画的にトイレ備蓄を進めており、令和4年度は携帯トイレ4,000回分を購入し、必要数を確保できた。 (危機管理政策課)</p>	措置済み
76-77	<p>災害時のトイレの使用ルールの掲示について、ダイバーシティ推進の観点から当事者の意見を十分に聴取しながら、外国人や障がい者も分かりやすい内容となるように検</p>	<p>災害時のトイレの使用ルールについて、複数の当事者から意見を聴取したところ、現在の掲示について特段の意見はなかった。</p>	措置済み

77-78		討を進められたい。(意見12)	検討の結果、災害時のトイレの使用ルールの表示に、広く使われている英語による表記を取り入れることとし、令和5年3月にトイレの入口に掲示した。 (総務課・管財課)	
		災害がいつの時点で発生したかによって、その際に職員がどこにいるのかが変わり、また、必要とされる備蓄や対応も変わってくるため、今後の改訂に際しては、現在の職員の少ない執務時間外を想定した県庁BCPだけでなく、職員の多くが在庁している執務時間中に発災した場合の対応も念頭に、より柔軟な災害対応をとることができるよう、県庁BCPをより充実させることが望まれる。【指摘3】	いつ何時災害が発生しようとも迅速かつ確実に災害対応を行うため、発災時の職員参集基準・ルール等の一層の浸透を図るとともに、令和5年1月実施の災害図上訓練や同年5月実施の部内災害対応訓練は、平日午後の勤務時間中に発災した前提で実施し、その中で県庁BCPの確認を行った。 引き続き、執務時間中に発災した場合にも災害対応をとることができるよう、災害発生時間帯や状況を踏まえた県庁BCPの充実努める。 (危機管理政策課)	措置中

IV 備蓄全般

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
	備蓄に関する県の役割、体制について			
88-89	備蓄方針について	発災後4日目に流通が回復するとの前提に立つ現状の備蓄方針は改めるべきである。住民による備蓄は、7日間が必要との認識が広まっており、住民の備蓄に関する目標値や具体的施策、食料、水以外の備蓄の方針等を盛り込んだ新たな備蓄方針の策定が必要である。(意見16)	住民による備蓄について、できれば一週間分の備蓄を目標とするよう、令和5年5月に「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」の見直しを行い、県ホームページで周知を図った。 (とくしまゼロ作戦課)	措置済み
88-89		災害時において、アレルギー対応の非常食とアレルギー非対応の非常食の配布ミスは深刻なリスクとなるため、今後、備蓄を更新する際には、全ての備蓄をアレルギー対応とすることを検討されたい。(意見17)	県の現物備蓄については、今後、更新する際、可能な限り、アレルギー対応の非常食とするよう努めていく。また、令和5年4月にアレルギー対応の非常食の備蓄に努めるよう、市町村に依頼した。 (とくしまゼロ作戦課)	措置済み
92	物資調達・輸送調整等支援システムについて	災害時物流体制確保マニュアルについては、物資調達・輸送調整等支援システムの利用を前提としたものに改めるべきであり、訓練においても本システムを利用した訓練を行うべきである。(意見21)	災害時物流体制確保マニュアルの見直しには着手しており、令和5年度中に改正を行うとともに、引き続き、国、県及び市町村と連携し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用した訓練を実施する。 (とくしまゼロ作戦課)	措置中
92-93		備蓄管理について、ルート、資料及び職員の意識が複線化している様子が見受けられ、備蓄整備の妨げや発災時の混乱を招く可能性がある。根幹となるデータを物資調達・	災害時物流体制確保マニュアルの見直しには着手しており、令和5年度中に物資調達・輸送調整等支援システムにおいて、統一的に備蓄状況の確認を行えるよう、改正を行う。	措置中

		輸送調整等支援システムに統一し、備蓄把握に使用するルート、資料及び職員の意識を整理する必要がある。(意見22)	(とくしまゼロ作戦課)	
94-95	備蓄の確認について	県は災害救助法が適用された場合の責務を鑑みると、自らが所有する備蓄の確認にとどまらず、市町村等が所有する備蓄についても、各所の避難者の想定に基づいた、あるべき備蓄の数量、種類、備蓄の確認手法等について、市町村等と情報を共有すべきである。その上で、備蓄の確認手続について物資調達・輸送調整等支援システムへの登録、県の確認を含め統一された備蓄確認実施要領を策定、配布、運用すべきである。(意見24)	物資調達・輸送調整等支援システムにおいて、備蓄物資の把握等について、情報共有できるよう、令和4年6月に行った、国・県・市町村でシステムの操作・物資拠点開設の訓練を通じて運用手順を確認するとともに、7月に、正確な入力をしていただくよう市町村に依頼した。 また、災害時物流体制確保マニュアルの見直しには着手しており、令和5年度中に改正を行う。 (とくしまゼロ作戦課)	措置中
95-96	県民への情報提供について	具体的な備蓄の情報や発災時の流通備蓄の状況をホームページ等で情報提供することは、住民の備蓄の促進や被災者の不安軽減の観点から必要と考えられる。市町村の協力も不可欠であるが、住民への備蓄に関する情報提供について、ホームページ等での開示を望みたい。(意見25)	各市町村における避難所情報のリンク先を令和5年4月に県ホームページ「安心とくしま」に掲載し、情報を提供するとともに、市町村に、備蓄を含む内容の充実を依頼した。 (とくしまゼロ作戦課)	措置済み
96	避難所外避難者への支援について	現状の備蓄方針等においては、避難所における避難者が対象とされているが、避難所外避難者についても支援が必要となってくる。市町村の協力が不可欠ではあるが、支援の方法について検討願いたい。(意見26)	災害ケースマネジメント推進協議会において避難所外避難者への支援についても検討し、避難所を「地域の防災拠点」として位置づけ、避難所外避難者の把握、食料の配給方法、必要な情報の提供方法等を事前に決めておくよう示した「徳島県災害ケースマネジメント手引書」を令和5年3月に作成し、同月に実施した徳島県被災者支援推進ネットワーク会議において市町村に周知した。 (とくしまゼロ作戦課)	措置済み
96-97	県職員に対する備蓄について	災害対応を担う県職員の備蓄について、具体的な規定がない。備蓄の量や保管、確認方法について具体的に規定化し、可能な限り県費での在庫備蓄の充実を含めた整備をより推進すべきである。(意見27)	職員の備蓄については「災害時における携帯トイレの備蓄及び運用方針について」などにおいて規定し、飲料水65,300本(500ml)、携帯トイレ108,500回分が必要である。 各所属・庁舎で備蓄している物資について、令和5年1月に把握するとともに、災害対策本部職員用の食料・飲料水・簡易トイレなどの備蓄についても計画的に進めており、令和4年度は飲料水13,296本、携帯トイレ4,000回分を購入し、災害時に最低限3日間は職員が業務継続出来るよう、在庫備蓄の充実を図った。 今後も計画的に整備を進めていく。 (危機管理政策課)	措置済み

V 学校防災計画及び県立学校における備蓄

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
県立学校における学校防災計画の策定及び備蓄の現状について				
103	学校防災計画について	県教育委員会は、各学校の被害想定に応じたあるべき備蓄の量、種類及び備蓄の確認方法を各学校と協議の上策定し、確認手続の実施要領を制定した上で、学校防災計画の確認を厳密に行う取組を継続して実施すべきである。(意見28)	緊急性の高い28校について、「あるべき備蓄物品の品目・数量」を、各校の管理職と専門家の意見を交えて策定した(令和4年12月)。次年度以降も同様に残りの学校について策定を進める。 備蓄物品の確認方法については、「学校防災計画のチェックポイント」に基づき毎年することとしている。また学校防災計画についても毎年度確認することとしている。 (体育健康安全課)	措置中
110	備蓄計画の策定について	各県立学校における備蓄は、1食分程度しか備えていない学校が多く、生理用品も学校防災計画を見る限り、ほとんどの学校において備蓄がなされていない。今後、教育委員会は各学校と協議を行い、被害想定や帰宅困難となる生徒数を考慮した備蓄の拡充計画を策定すべきである。(意見30)	緊急性の高い28校について、「あるべき備蓄物品の品目・数量」を、各校の管理職と専門家の意見を交えて策定した(令和4年12月)。次年度以降も同様に残りの学校について策定を進める。 また、各校の備蓄状況調査を実施し、1日以上確保ができていない学校については、確保するよう依頼した(令和4年12月)。次年度以降も、同様に継続していく。 (体育健康安全課)	措置中
110-111	財源について	県立学校の備蓄は明らかに不足しており、発災時の教職員、生徒の安全性が危惧される。学校側の僅かな財源に頼る方針では事態の改善は望めない。公費において備蓄の拡充を念頭においた検討を進めていくべきである。(意見31)	生徒への備蓄物資については、入学時に個人・PTAにより購入して卒業時まで備蓄を行うこととしているが、各校の調査を実施し、1日以上確保ができていない学校については、確保するよう依頼した(令和4年12月)。 また、教職員の備蓄については、令和5年度から予算を確保し、計画的に整備する。 (体育健康安全課)	措置済み
111-112	備蓄の保管について	県立学校における現在の備蓄の管理方法は、発災時に混乱が生じるおそれがあるため検討が必要である。学校指定品と個人準備品を一つのパックとしたハイブリッド型の備蓄をスクールパックとして生徒各人が保管するという方法も検討すべきである。(意見32)	県内全ての県立学校防災担当者に対し、備蓄物品の保管方法と保管場所について、令和4年度中をめどに検討するよう指導した。 (体育健康安全課)	措置中
112	市町村との協定について	県立学校の多くは地域住民の避難所に指定されており、自治体との間で備蓄の流用等の協定が必要となる。現在、城東高校、城南高校と徳島市が締結している協定は、その内容が不十分であるため、内容の改定が必要である。教育委員会は各学校と自治体との間における備蓄流用に関する協定について指導、掌握すべきである。(意見33)	避難所指定されている県立学校から学校と各市町村との協定書を収集し、内容を確認した(令和4年9月)。 自治体との間における備蓄の流用等については、生徒・職員が地域の避難者として校内に開設された避難所に避難することとなった際には、自治体の備蓄物品が提供されることを確認した。 (体育健康安全課)	措置済み

113	県立学校の教職員用の備蓄について	発災時に相当な負担を強いられると考えられる教職員に対し、労働安全確保の点からも県費にて備蓄を備えるべきであり、その確認方法もルール化すべきである。(意見34)	教職員等への備蓄物資については、県費により令和5年度以降、計画的に配備し、配備状況も確認する。 (体育健康安全課)	措置済み
113	アレルギー対応の備蓄について	発災時にアレルギー症状を有する生徒にアレルギー対応の備蓄を適切に配布することは困難と考えられ、各県立学校において全ての備蓄をアレルギー対応の備蓄に置き換えることを検討すべきである。(意見35)	生徒用備蓄物は個人・PTAが購入しているため、令和4年5月、県内全ての県立学校防災担当者に対し、アレルギー品目やアレルギー対応備蓄品の参考資料を提供し、生徒用備蓄物をアレルギーフリーの食料へ置き換えることについて、PTAと検討を行うよう指導した。 今後も継続して指導を続ける。 (体育健康安全課)	措置中
114	情報公開について	現状の県立学校における備蓄の状況を鑑みると、保護者、生徒に対して十分な情報開示を行い、理解を得られているとは考えられない。今後、被害想定、帰宅困難者の想定と共に備蓄の状況、方針を学校のホームページ等で公開し、アンケートを取るなどして備蓄の改善に繋げるべきである。(意見36)	令和4年5月開催の「令和4年度学校防災研修会」にて、自然災害発災時に学校の具体的対応を、4月当初の防災日よりや学校のホームページを利用して保護者に伝えることの必要性について指導した。今後も指導を続ける。 (体育健康安全課)	措置中
114-115	医療的ケア児の備蓄について	医療的ケア児が在籍する特別支援学校においては、医療機器の予備バッテリーについて、その所在、使用可能時間等が十分に把握できていない。今後、担当課が「あるべき備蓄及びバッテリーの確認事項」のリストを作成し、特別支援学校においてリストをチェックし、担当課に返送し確認するという手続を徹底していただきたい。(意見37)	調査票「あるべき備蓄及びバッテリーの確認事項」の作成・活用により、各特別支援学校及び県教育委員会が整備状況を点検・把握するシステムを整備した。 (令和4年7月調査票作成) (令和4年8月及び令和5年3月に調査実施) 今後も継続的に調査を実施し、各学校の整備状況の確認と必要な助言を行う。 (特別支援教育課)	措置済み
115-116		特別支援学校に常駐する学校看護師、教職員については、災害発生時から相当期間、激務が継続することが想定され、また他の県職員との公平性の観点からも公費にて十分な備蓄を購入すべきである。(意見38)	教職員等への備蓄物資については、県費により令和5年度以降、計画的に配備し、配備状況も記録・確認していく。 (特別支援教育課)	措置済み
116		今後の課題ではあるが、医療的ケア児の実態を把握し、児童ごとに平時においてどのような準備が必要か、発災時に支援者に対して各児童の情報を伝えるツールをどのように準備するかについては、自治体との情報共有や統一的な様式の作成が有効と考えられる。この点について、先行している自治体、団体等のマニュアルを参考にし、迅速に準備を進めていただきたい。(意見39)	実態調査を踏まえ、災害時の備えや必要な支援について、今後も市町村や関係機関等と情報共有していく。 また、他県の状況等を踏まえながら、医療的ケア児等に係る災害時の情報伝達ツールについても、関係機関等とともに検討する。 (障がい福祉課)	措置中

VI 住民啓発・研修・情報発信

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
117-120	住民啓発・研修について	住民啓発・研修等に関しては、特に数値目標が設けられていないか、定量的な数値目標にとどまっているところ、直ちに定性的な達成度に切り替えることは必ずしも容易ではないため、学習の成果を測る知見を蓄積している教育工学等の知見を防災研修等に活用する方策を検討することが望ましい。(意見40)	新たな仕組みによる研修制度を構築し、研修が実施できるよう、教育工学の知見を有する徳島大学環境防災研究センターと協議を重ねている。 (防災人材育成センター)	措置中
120-121	徳島県ホームページの情報の整理、構成について	県のホームページにおいて掲載されている災害関連情報は、必ずしも直感的にどこをアクセスすればどのような情報が得られるのかが分かるようにはなっていないため、各サイトの役割を明示する、情報を区分し入り口を分ける等により、閲覧者を短時間で必要な情報まで誘導する工夫が必要である。さらに住民に対して最もアナウンスしなければならないのは、自宅近辺の被害想定、指定避難所の情報、備蓄の啓蒙であり、このような視点からホームページの構成を再考することも必要である。(意見41)	令和5年度には「安心とくしま」ホームページ改修の予算が確保できたため、その中でより県民が防災情報を得られやすい表記・構成となるよう対応を進める。 今後も引き続き県の「安心とくしま」ホームページ内の表記を工夫するとともに、読上げ機能の強化などアクセシビリティの向上に努めるなど、広く県民に分かりやすいホームページとなるよう改善を図っていく。 (危機管理政策課)	措置済み
121-122	防災・減災マップについて	防災・減災マップは、被害想定を導き出す有用なサイトであるが、ホームページ閲覧者にとって、その存在が分かりづらく、現状のホームページの構成では当該サイトに安易にたどり着くことができない。ホームページの構成、サイトの表記等を再考すべきである。(意見42)	令和5年度には「安心とくしま」ホームページ改修の予算が確保できたため、その中でより県民が防災情報を得られやすい表記・構成となるよう対応を進める。 今後も引き続き県の「安心とくしま」ホームページ内の表記を工夫するとともに、読上げ機能の強化などアクセシビリティの向上に努めるなど、広く県民に分かりやすいホームページとなるよう改善を図っていく。 (危機管理政策課)	措置済み
125	避難所の情報について	現在のホームページにおいては、避難所、福祉避難所の情報として、住所、連絡先、分類、災害種類のみが提供されており、収容可能人数、備蓄、設備等の情報を得ることができない。これらの情報についても表示すべきである。(意見44)	各市町村における避難所情報のリンク先を令和5年4月に県ホームページ「安心とくしま」に掲載し、収容可能人数等の避難所情報を提供するとともに、市町村に、内容の充実を依頼した。 (とくしまゼロ作戦課)	措置済み
	各種計画、マニュアルの構成図について			

125-126		<p>防災に関する計画、方針、マニュアル等は多く存在する。県が果たすべき役割を住民に説明し、また各自治体、協定締結企業等にとって役割分担を確認する等に有用であるため、各計画、方針、マニュアル等を整理し、ホームページ上でその構成図を分かりやすく表示すべきである。(意見45)</p>	<p>令和5年5月、防災関係の計画、方針、マニュアル等を整理し、分かりやすく一覧にし、県のホームページ上に公開した。</p> <p>(とくしまゼロ作戦課)</p>	措置済み
---------	--	--	---	------

Ⅶ 応急仮設住宅・被災者の生活再建支援体制

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
130-133	応急仮設住宅について	<p>借上型仮設住宅については、仮設住宅であり、かつ、建設型仮設住宅より早期に被災者に提供されることが期待されている住宅であることから、実際に供給する際に、契約の締結や住宅所有者の理解も含めて、早急に事務執行が可能となるよう契約書の雛形の作成を含めたマニュアルの見直しをされたい。【指摘5】</p>	<p>発災後速やかに被災者に借上型仮設住宅を提供するため、賃貸住宅事業者等と協議の上、契約事務が円滑にできるよう賃貸借契約の契約書の雛形を作成し、令和5年3月にマニュアルの改定を行った。</p> <p>(住宅課)</p>	措置済み
139-141	被災者の生活再建支援体制について	<p>徳島県復興指針において謳われている災害ケースマネジメントを実現することが求められているところ、官民挙げでの支援体制の構築は非常に重要であることから、徳島県としても総合相談窓口の開設やアウトリーチ体制の構築等について事前から検討すべきである。その際には、既存の協定の改定を含めた関係機関等との平時からの連携や組織内連携をより強化するとともに、人材育成等の施策についてより一層取り組み、徳島県地域防災計画の記載についても更に充実させることが望まれる。(意見48)</p>	<p>早期の生活再建に向けて、災害ケースマネジメントに取り組むため、令和4年6月に、民間団体(社会福祉協議会、士業、NPO等)や庁内の関係部局(防災、保健福祉、労働雇用、住宅)で構成する徳島県災害ケースマネジメント推進協議会を設置し、連携して人材育成や支援体制の構築について、推進するとともに、令和5年1月に徳島県地域防災計画の記載を充実させた。</p> <p>(とくしまゼロ作戦課・保健福祉政策課)</p>	措置済み
142-143		<p>実効的な官民連携した被災者支援を行うためには、被災者情報をいかに共有するかが重要となってくるため、社会福祉協議会や専門士業の団体のように、発災時に被災者支援を行うことが平時から想定されている団体や市町村との間で、平時から被災者情報の共有のあり方について、継続的に検討を進め、可能であれば取扱要領等を定めておくことが望ましい。(意見49)</p>	<p>早期の生活再建に向けて、災害ケースマネジメントに取り組むため、令和4年6月に官民で構成する徳島県災害ケースマネジメント推進協議会を設置し、令和5年3月に国の手引書の公表に合わせ、県版の手引書の作成した。</p> <p>(とくしまゼロ作戦課・保健福祉政策課)</p>	措置済み

VIII 防災・減災関連補助金（危機管理環境部関連）

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
154-155	住宅出火防止対策等推進体制整備事業について	住宅出火防止対策等推進体制整備事業が市町村において全く活用されなかった原因及び理由を客観的に分析し、その上で、本来の目的である「感震ブレーカー等の設置に関する普及啓発」の達成のため当該補助事業の代替措置等の導入を検討すべきである。（意見50）	新たに設ける「感震ブレーカー等の設置に関する普及啓発」に関する補助事業のメニューについて、検討を行うこととしている。 (とくしまゼロ作戦課)	措置予定
155-157	豪雨・土砂災害対応の避難場所・避難所緊急整備事業について	市町村に対し、豪雨・土砂災害対応の避難場所・避難所緊急整備事業の目的である「土砂災害を見据えた避難施設の整備」状況について調査を行い、整備が不十分な場合には、積極的に市町村に対して整備を求めるべきである。（意見51）	「土砂災害を見据えた避難施設の整備」状況について、調査を実施したところ、整備が不十分な避難施設の存在が明らかになった。そのため、令和5年3月開催の相互応援連絡協議会にて市町村に対して県補助金等を活用した避難施設の積極的な整備を要請した。 (とくしまゼロ作戦課)	措置済み